

平成24年()第 号 賠償請求事件
原告 株式会社セントラルマーケット
被告
被告

答弁書

平成24年 月 日

スターティーインターナショナル株式会社(旧社名 株式会社セントラルマーケット)から訴訟のお誘いがあった為に、スターティーインターナショナル株式会社への答弁書を作成。

スターティーインターナショナル株式会社の発信情報や周囲人物の発言、訴状からどのような虚言を周囲に流布しているのか手に取る様にわかる。

スターティーインターナショナル株式会社から周辺人物へ行っている説明は、裁判資料を見れば虚言である事が簡単に把握できる。

第1 請求の趣旨

1. 原告の第1 請求の趣旨全て棄却する。
 2. 訴訟費用は、原告の負担とする。
 3. 弁護士費用は、原告の負担とする。
- との裁判を求める。

第2 請求の原因

1 事案の概要

原告は、本件該当Webサイトを被告が直接又は間接的に利用しながらと記載しているが、何処からそのような証拠が出ているか示して頂きたい。

原告から出されている甲10でも、発信者情報開示請求書をさくらインターネットに請求して、開示については控えさせていただきますと回答を貰っているのが確認できる。

しかし、本件該当Webサイトの情報元や詳細な問い合わせなどの回答は被告が元となっている事は認める。

この問い合わせの対応は、無論公益を守る為の行為。

本件では、名誉毀損及び個人情報保護法令などの法令が争われる事となる。

名誉毀損

真実性の抗弁とは、問題とされている表現行為が、たとえある人の社会的評価を低下させるものであるとしても、公共の利害に関する事実を摘示するものであって（公共性）、その目的が専ら公益を図ることにある場合に（公益性）、摘示した事実が真実に合致するならば（真実性）、名誉毀損の成立を認めない、とする考え方である。

1. 摘示した事実が公共の利害に関する事実であること（公共性）
2. その事実を摘示した目的が公益を図ることにあること（公益性）
3. 摘示した事実が真実に合致すること（真実性）

個人情報保護法令

第十六条

- 1 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って 個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

ちなみに、 は個人情報保護法令には該当しないが、個人情報保護法令上も問題が無いとの法令として例に挙げている。

本件該当Webサイトは、長年にわたって原告 株式会社セントラルマーケットの情報提供義務違反の違法行為（甲8）によって不利益を受け人達への不毛な論争（乙14, 15, 16, 22, 33, 34）に終止符を打ち、更なる被害拡大を抑制する公益を守る情報開示だと被告は認識する。

なお、原告 株式会社セントラルマーケットに対する誹謗中傷は、乙14, 15, 16, 22, 33, 34以外にも多数存在し、どの位有るのか把握すら難しいレベルである。

また、原告 株式会社セントラルマーケット 代表取締役 加藤昌稔は（以下、原告加藤）前訴 平成21年（ ）第 号 事件（以降、前訴）での裁判中の言動も虚言や悪態をつく行為が目立った。被告は、原告加藤が改心の余地が無いと判断をしている。

それは、前訴司法判断を全く無視した乙39, 40や下記サーバー会社への同様の内容で削除要請を装った執拗な業務妨害を行った際の記述からも反省の色が全くないと断定できる。

- ・ U s i d eおよび当社への、誹謗中傷および事実とかけはなれた表記（乙44-1）
- ・ 前訴で論破されたが、原告に都合が悪い表記を抜き出し侵害だと主張（乙45-1）
- ・ 詐欺裁判が始まっており、偽装結婚も裁判中で認めている人物が、詐欺行為をしていると一般人に誤解を与えると主張（乙46-1）
- ・ あたかもユースイドすべてのユーザーが質の悪いように勘違いされており、ハイステージに関しては憶測でしか言及していないものとなりますと白々しく主張（乙48-1）

もし、本訴訟にて間違った判断が示された場合は、乙39, 40や上記4つの主張からも分かる通り、前訴での情報提供義務違反での敗訴判決すらねじ曲げた虚言を流布し、今まで以上の被害が出る事が容易に予測できます。

その事も踏まえて、司法判断をお願い致します。

2 当事者

(1) 原告

(a) 2ページ下から9行目

ユースイド運営についての運営関与状況については不明。平成21年12月に譲渡し、ユースイドの運営には関与していないと記載がある。

しかし、1年後の平成22年12月14日に原告 株式会社セントラルマーケットのユースイド事業部から営業があったとインターネット上で公開(乙23)されており、前訴での敗訴後の対応として譲渡を装っている可能性もある。

また、一定期間の譲渡なのかも知れない。

(b) 2ページ下から4行目

ポイント数に応じて、商品購入などで利用できるとあるが、ポイントを現金化できる規約（乙13, 25の第6条）になっているが、原告による精査遅延を理由に現金化はしていない模様。（乙14, 15, 16, 22）

しかし、被告は前訴でもハイステージの精査条件は、技術的に原告ができない条件だと論破済。（乙17）

(2) 被告ら

(a) 2ページ下から1行目から3ページ目上から2行目まで認める。

(b) 3ページ目上から3行目から6行目まで

原告が、被告が管理者などと言う証拠は全く出していない。

そして、甲10で示された様に、発信者情報開示請求書をさくらインターネットに請求して、開示については控えさせていただきますと回答を貰っているのが確認できる。

管理者を割り出したいのならば、サーバー会社を相手に提起するのが筋。

3 不法行為1：本件該当Webサイトによる名誉毀損及び信用毀損

原告が、管理者が被告と言う証拠は持っていない。

そして、甲10で示された様に、発信者情報開示請求書をさくらインターネットに請求して、開示については控えさせていただきますと回答を貰っているのが確認できる。

管理者を割り出したいのならば、サーバー会社を相手に提起するのが筋。

4 不法行為2：被告らによる業務妨害行為

(1) 原告が、管理者が被告と言う証拠は持っていない。

そして、甲10で示された様に、発信者情報開示請求書をさくらインターネットに請求して、開示については控えさせていただきますと回答を貰っているのが確認できる。

管理者を割り出したいのならば、サーバー会社を相手に提起するのが筋。

(2) 従業員・元従業員の実名公表等による業務妨害

(a) 3ページ目下から2行目から4ページ4行目の強い不安を感じておりまで。下記観点での情報公開と認識できます。

名誉毀損

真実性の抗弁とは、問題とされている表現行為が、たとえある人の社会的評価を低下させるものであるとしても、公共の利害に関する事実を摘示するものであって（公共性）、その目的が専ら公益を図ることにある場合に（公益性）、摘示した事実が真実に合致するならば（真実性）、名誉毀損の成立を認めない、とする考え方である。

1. 摘示した事実が公共の利害に関する事実であること（公共性）
2. その事実を摘示した目的が公益を図ることにあること（公益性）
3. 摘示した事実が真実に合致すること（真実性）

個人情報保護法令

第十六条

1 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って 個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

本件該当Webサイトは、長年にわたって原告 株式会社セントラルマーケットの情報提供義務違反の違法行為(甲8)によって不利益を受け人達への不毛な論争(乙14, 15, 16, 22, 33, 34)に終止符を打ち、更なる被害拡大を抑制する公益を守る情報開示だと認識する。

なお、原告 株式会社セントラルマーケットに対する誹謗中傷は、乙14, 15, 16, 22, 33, 34以外にも多数存在し、どの位有るのか把握すら難しいレベルである。

また、原告 株式会社セントラルマーケット 代表取締役 加藤昌稔は(以下、原告加藤) 前訴での裁判中の言動も虚言や悪態をつく行為が目立った。被告は、原告加藤が改心の余地が無いと断定している。

それは、前訴司法判断を全く無視した乙39, 40や下記サーバー会社への同様の内容で削除要請を装った執拗な業務妨害を行った際の記述からも反省の色が全くない。

- ・ U s i d eおよび当社への、誹謗中傷および事実とかけはなれた表記(乙44-1)
- ・ 前訴で論破されたが、原告に都合が悪い表記を抜き出し侵害だと主張(乙45-1)
- ・ 詐欺裁判が始まっており、偽装結婚も裁判中で認めている人物が、詐欺行為をしていると一般人に誤解を与えると主張(乙46-1)
- ・ あたかもユースサイドすべてのユーザーが質の悪いように勘違いされており、ハイステ-

ジに関しては憶測でしか言及していないものとなりますと白々しく主張（乙48 - 1）

もし、本訴訟にて間違っただ判断が示された場合は、乙39, 40や上記4つの主張からも分かる通り、前訴での情報提供義務違反での敗訴判決すらねじ曲げた虚言を流布し、今まで以上の被害が出る事が容易に予測できます。

その事も踏まえて、司法判断をお願い致します。

（b）4ページ目上から4行目、原告から退社する者まであらわれる

全く理解できない。認められる訳無い。

何故、本件該当Webサイトが原因で退社したと断定できるのだ？

原告 株式会社セントラルマーケットは、入社3ヶ月も居れば古株と言われる程離職率が高いと有名だ。

乙33の書込にも、（元？）従業員と思われる下記の書込がある。

473: **底値さん** : 2008/12/23(火) 00:47:03

>>471の言うとおりですねw

普通の会社でもボーナスは2年目ですからね。

この1年以内の離職率は9割くらいかな？

インセンティブって言ったって客を騙す詐欺能力がなきゃ獲得出来ないでしょw

無論、原告 株式会社セントラルマーケットの離職率の高さを暴露している書込は、この他にも多数存在する。

本件該当Webサイトは、甲1の1に記載がある様に、2010年9月1日に公開されている。**2008年12月23日時点で、3ヶ月居れば古株と言われる程のブラック企業に、何故その様な因縁を付けられなくてはいけないのか全く理解できない。**

原告 株式会社セントラルマーケットの離職率の高さは、原告の問題であって本件該当Webサイトは関係ない。

（c）4ページ目5行目、社員の新規採用にも相当な悪影響を及ぼしている

全くの言いがかりも甚だしい。厚顔無恥にも程がある。

乙33の書込にも下記の書込がある。

871 : 底値さん : 2009/05/30(土) 00:06:36

何も見ずにリクナビで面接まで進んだけど止めたほうがよさそうな会社だね
生活切羽詰ってても行こうと思わなくなった

872 : 底値さん : 2009/05/30(土) 00:39:38

募集かけてるって事は4月入社組は全滅か？w (wとは、嘲笑表現)

873 : 底値さん : 2009/06/01(月) 17:52:26

もうだめかしらんね...

874 : 底値さん : 2009/06/02(火) 12:27:52

ここまで規模が小さい会社なのに離職率が半端ないってやばいだろw

本件該当Webサイトは、甲1の1に記載がある様に、2010年9月1日に公開されている。2009年5月30日時点で、これだけ就職難の時代にも関わらず入社拒否される程のブラック企業に、何故その様な因縁を付けられなくてはいけないのか全く理解できない。

原告 株式会社セントラルマーケットの入社拒否の高さは、原告の問題であって本件該当Webサイトは関係ない。

(d) 4ページ目7行目から6ページ12行目

元従業員は、原告とはもう関係ない。問題があるのならば、元従業員が提起するのが筋。

念の為に記載しておく。

- ・ 元事業部長 伊藤 真吾 伊藤の営業した内容で原告が訴訟をかけられていた情報を把握している。明らかな情報提供義務違反内容だった。被告がやれば勝っていた。
- ・ 主任 神倉 慶子 明らかな情報提供義務違反(乙27)を行っている。乙28は乙27に対する原告加藤からの返事。被告が訴訟をやれば勝っていた内容。

上記2件ともハイステージとUside関連で、原告営業手法が前訴に関わる内容。

- ・ その他の人間 現在何処に居るのだ？ 特定もできないのに何の問題がある？
- ・ 今野 現職であり当事者。内容をよく知っている人物。

(3) 取引先等の関係者への電子メール送付

(a) 6ページ下から12行目から下から5行目まで

本件該当Webサイトと何の関係あるのだ？

平成21年6月21日にメールを送信したと記載があるが、本件該当Webサイトの公開日は、甲1の1より平成22年9月1日だろ？

本件該当Webサイトの訴訟とは無関係だ。

あと、被害を受けた者同士が情報を持ち合って対処するのは当然の行為だ。

現に被告は、前訴で勝訴している。何の問題があるのだ？

(b) 6ページ目下から4行目から7ページ上から8行目まで

意味不明である。

大和企業投資株式会社を脅して原告との取引解消を迫る内容の電子メール(甲5)を送りつけとある。

甲5の何処に、大和企業投資株式会社を脅して原告との取引解消を迫る内容があるのか具体的に示せ。

投資をすると言う事は、投資したお金が秩序ある経済活動を行っているのか監視する役割もある。

一般人でも参加できる株式取引には、株主総会がある。

この株主総会で、企業責任や信任投票等があるだろ？

投資をするのならば、投資した金銭の使い道を監視するのは常識だ。

それとも、大和企業投資株式会社は投資リターンがあれば何をやっても問題無しと言っているのか？

5 損害賠償請求

(1) 7ページ9行目から12ページ下から8行目まで

認めない。全くの言いがかりである。

本件該当Webサイトを、あらゆる事象の原因と責任転換しているだけである。その証拠に、契約が破棄になった際の証拠など提出されて無いでは無いか。全くの言いがかりである。

原告の虚言癖は、病的なものがある。原告の虚言癖については後に、

14ページ (c) から 19ページ 【別紙】表現目録 前まで

に記述致します。

原告は、12ページ目上から11行目にGoogle検索等で「セントラルマーケット」と言う検索用語で検索すると検索結果の2番目に表示されることから、その影響も大きい主張する。

最近、検索エンジン（情報を検索する為のWebサイト）のアルゴリズム（検索順位を決めるプログラム）に変更があったようだ。

昔は、『セントラルマーケット』と検索すると殆ど株式会社セントラルマーケットの悪行が表示されていた。

ちなみに、『株式会社セントラルマーケット』と検索した結果（乙41）は、10件中5件が株式会社セントラルマーケットの悪行を告発する情報だ。

乙41の赤い部分が、本訴訟Webサイト、黄色部分は別サイト。

本訴訟Webサイトが無くなっても、黄色部分は原告悪行暴露サイトであり、本訴訟Webサイトが削除されても順位は繰り上がり、原告悪行暴露Webサイトが2番目に表示されるだけなので変わらない。

なお、乙41下部分に『他のキーワード：**株式会社セントラルマーケット**』とある。この他のキーワード（黄色部分）とは、株式会社セントラルマーケット関連で検索頻度が高いキーワードが検索エンジン（検索Webサイトプログラム）によって抽出され表示される。

その中に原告の名前『加藤 昌稔』と『株式会社セントラルマーケット 評判』がある。（乙41）それぞれのキーワードで検索すると

加藤 昌稔 10件中9件が悪行告発Webサイト（乙42）

株式会社セントラルマーケット 評判 10件中7件が悪行告発Webサイト（乙43）

株式会社セントラルマーケット 10件中5件が悪行告発Webサイト（乙41）

よって、本件該当Webサイト検索順位が何番目とかが問題では無い。

ここからも原告の主張である、「セントラルマーケット」と検索すると、2番目に表示される事からその影響も大きい』と言う主張は、全般的を射た論述ではない事が明らかだ。

これは本答弁書 5 ページ目からの『(b) 4 ページ目上から 4 行目、原告から退社する者まであらわれる』と、6 ページ目からの『(c) 4 ページ目 5 行目、社員の新規採用にも相当な悪影響を及ぼしている』についての被告反論記述でもそれは現れている。

本件該当W e b サイトが存在しない時代から、原告の信用などは無い。常に顧客からのクレームで溢れかえっている。

なお、原告は最近 2 ちゃんねるの投稿について信頼性が低いと言う認識が一般に広まっていると主張しているが、これも全くの虚言。

2 ちゃんねる使用者は、情報の真偽をあらゆる情報と総合して判断しているが正しい。

また、視点を変えてみるのも面白い考察かもしれない。

例えば、株式会社セントラルマーケットと検索して 2 番目に本件該当W e b サイトが表示され、他の検索結果は原告を褒め称える内容が表示されたと仮定する。

その際に、検索した人物は本件該当W e b サイトを見てどのような判断をするのであろうか？

恐らく、他の 8 件の原告を褒め称えるW e b サイトの内容を信じ、本件該当W e b サイトを見て頭大丈夫か？と恐らく思うだろう。

要するに、本件該当W e b サイトがあろうが無かろうが、インターネット上に存在する多数の原告の悪行暴露W e b サイトが乱立する事によって収集が付かなくなっているのである。

6 削除要求から 7 まで (1 2 ページ下から 7 行目から 1 3 ページ下から 5 行目)

認めない。

本件該当W e b サイトは、前訴の訴状、答弁書、準備書面を 9 割程そのまま転記した内容である。

そして、結審で被告が勝訴している。

司法判断で、被告の主張が認められているのである。

しかし、原告はその司法判断を全く無視し、原告W e b サイト (乙 3 9) や運営ブログ (乙 4 0) にて、 に対しての事実無根の誹謗中傷を行いつている。

そして、サーバー会社への前訴司法判断を全く無視した執拗な業務妨害を行っている。

- ・ U s i d e および当社への、誹謗中傷および事実とかけはなれた表記 (乙 4 4 - 1)
- ・ 前訴で論破されたが、原告に都合が悪い表記を抜き出し侵害だと主張 (乙 4 5 - 1)
- ・ 詐欺裁判が始まっており、偽装結婚も裁判中で認めている人物が、詐欺行為をしている

と一般人に誤解を与えると主張(乙46-1)

- ・ あたかもユースイドすべてのユーザーが質の悪いように勘違いされており、ハイステージに関しては憶測でしか言及していないものとなりますと白々しく主張(乙48-1)

要するに、原告は司法判断を尊重し、違法行為と真摯に受け止め業務改善などを行う気が全くない事がここからも把握できるのである。

前訴審議中の原告の虚言や悪態も酷いものだった。

原告は改心するのは無理だと断定できる。

本件該当Webサイトは、長年にわたって原告 株式会社セントラルマーケットの情報提供義務違反の違法行為(甲8)によって不利益を受け人達への不毛な論争(乙14, 15, 16, 22, 33, 34)に終止符を打ち、更なる被害拡大を抑制する**公益を守る情報開示だと認識する。**

なお、原告 株式会社セントラルマーケットに対する誹謗中傷は、乙14, 15, 16, 22, 33, 34以外にも多数存在し、どの位有るのか把握すら難しいレベルである。

もし、本訴訟にて間違った判断が示された場合は、乙39, 40からも分かる通り、前訴での情報提供義務違反での敗訴判決すらねじ曲げた虚言を流布し、今まで以上の被害が出る事が容易に予測できます。

よって、**本件該当Webサイトを削除する事は、公益を損なう行為と断定致します。**

第3 関連事実(本件訴訟に至までの経緯)

1 本件に至までの経緯の概要

認める。

しかし、電子メールの件は、本件とは別物。

2 インターネット広告掲載契約の締結から解除まで

認める。

2 被告による広告料金返還請求訴訟の起訴から訴訟終結まで

(1) 第一審

認める。

(2) 控訴審

(a) 15 ページ 7 行目まで認める。

(b) 15 ページ 8 行目から 9 行目の原告が詐欺を行ったり、詐欺手法を用いたりしているなどといった、本件各記述で述べられているような事は認定されていないとあるが認めない。

原告石井 宮島は、能力不足なのか？

原告からの U s i d e 営業は、乙 2、3 5 の通りだ。

その営業内容 (乙 2、3 5) を記載すると、

- ・ U s i d e ユーザーは、1 人当たりが読んでいるページ数が多い。
- ・ U s i d e を見ているユーザーの方は、きちんと内容を読んでいる。
- ・ U s i d e は、内容をきちんと読込まれている質の良いユーザーの方に見て頂いている。
- ・ 深く掘下げて見せられる所が U s i d e の魅力。
- ・ U s i d e のユーザーで、興味のある方を引き込む中からクリックが入ってくる様な形で 2 万クリック保障する。

と、U s i d e は恰も非常に優良な広告媒体であると営業をしているのだ。

そして、原告は使えない広告媒体として次の様にも供述 (乙 2、3 5) している。

- ・ ただ P V だったりクリックが良いだけでは意味ない。
- ・ W e b サイトに来るだけ来ても、コンバージョンに結びつかなかつたら意味ない。

しかし、実際に広告を載せてみると、U s i d e は原告が使えない広告媒体と言っているその物だった事が判明。

そして、原告が行っていた U s i d e とハイステージを使用した悪質なカラクリを、証拠を付けて裁判上で明かした。

その為に被告は第一審で負けていたにも関わらず、前訴控訴審の口頭弁論 1 回目で勝訴が確定。その際に、被告が請求していた文書提出命令の申立書も『これ以上の証拠は必要有りません』と却下されての圧勝。

原告石井と宮島は、前回の被告裁判資料を見ても理解できなかったのか？

裁判官の為に、概要だけ説明を行います。

U s i d eには、ユーザーが殆ど居ません。それは、初日のアクセス数をみれば一目瞭然です。(乙19, 26)

では、U s i d eが賑わっているかの様に装う為にどのような手法を使用したかと言う事になります。その手法は、ハイステージユーザーを使ってポイント(乙13)を餌に、U s i d eに掲載している広告リンクをクリックさせているのである。(乙11, 12)

その為に、U s i d e広告へのアクセス数が翌日以降から上がるのです(乙19, 26)

ハイステージユーザーは、ポイントの換金(乙13)が目的の為にU s i d e広告を見ません。広告(被告Webサイト)閲覧時間も計測済です。(乙9)

明らかに、乙2、35の説明とはかけ離れている。

ハイステージユーザーは、広告を見ている暇があったら、広告クリック数を稼ぐ行為を繰り返します。(乙4, 9) ハイステージユーザーの行為としては至極当然です。クリックポイントを貯めて換金(乙13)する為にハイステージにユーザー登録をしているのですから。

これが、原告U s i d eの実態です。原告の営業内容(乙2、35)とはかけ離れており、そのかけ離れ方も原告が意図的に顧客を騙している。

顧客を騙すとは、無論U s i d eには優良なユーザーが多いかの如く営業(乙2、35)を行っているが、実際はポイント目当てのハイステージユーザーに広告をクリックさせていただけと言う事だ。(乙11, 12)

そして、ハイステージユーザーが広告をクリックし、ポイントを集め換金をしようとすると、原告による精査を理由に換金拒否する。(乙13)

しかも、ハイステージの精査は技術的に不可能な条件を挙げている。(乙17)

ようするに、原告は精査の進捗具合が遅れて換金遅延起きていると主張しているが、技術的に不可能な事を精査に挙げている訳だ。(乙17)

これは事実上の換金拒否行為。

そして、ハイステージユーザーが原告がポイント換金しないと騒いでいる。(乙14, 15, 16, 22)

これが、前訴で明かした原告運営WebサイトのU s i d eとハイステージの実態である。

ここまでの実態を証拠を付けて詳細に証明した為に、第一審で敗訴しているのにも関わらず、控訴審の第一回目の口頭弁論で勝訴をした。

その控訴審で被告が請求した文書提出命令の申立書も『これ以上の証拠は必要ありません』と却下されたのは、原告が言い逃れできない完璧な立証を行ったからだ。

原告の主張は、負け惜しみも甚だしい。反省の色が皆無である証拠だ。

原告は、詐欺や詐欺手法うんぬんと主張する前に、詐欺という言葉の辞書で調べる。詐欺とは、他人をだまして、金品を奪ったり損害を与えたりする事だ。

この辺りの供述からも、原告は前訴司法判断を尊重し、違法行為と真摯に受け止め業務改善などを行う気が全くない事が把握できるのである。

裁判官に認識頂きたいのは、原告の認識する詐欺とは、逮捕されるかされないかです。まともな議論など通じません。

(c) 15 ページ 10 行目から 14 行目の『2万クリックの保証』というのは、被告との契約で例外的に合意した物であり(甲9)とあるが、認めない。

ここまで来ると、原告石井と宮島も虚偽と分かって記述しているな。

この『Usideのユーザーで、興味のある方を引き込む中からクリックが入ってくる様な形で2万クリック保障する。』については、前回訴訟の際に、初めは証拠を提出してもその様な保障はしていないと原告は主張していた。

現在は、『保障をした』までは認めた訳だ。

原告石井と宮島は、前訴控訴の理由書 20 ページ 13 行目 ~ 22 ページ末までを見る。

論破済だ。

甲第1号証の3 資料中に甲27(他の被害企業へのアクセス保証)甲28(加藤昌稔 自らがアクセス保証を記載)にもリンクがあるだろ。(本訴訟では、乙27, 28)

以下、前訴控訴審 控訴の理由書 20 ページ 13 行目 ~ 22 ページ末の転記を行う。(証拠方法は、本訴訟の号証に変更します。)

9 裁判上での被控訴人（本訴訟では原告加藤）偽証について

（１）被控訴人は、簡易裁判所内での証言で、『被控訴人営業が何と言ったかは知らないが、被控訴人企業は純広告を載せているだけで、今回は特別に無料で控訴人広告へのアクセス数の保障をただけ。被控訴人企業は純広告を U-side に表示するだけで何の保障もしていない』と証言しているが、これも全くの**虚言の偽証である**。

（a）被控訴人は、純広告を行っているだけで、アクセス数の保障をしていないと裁判中に大胆にも証言を行っているが、乙 2 で保障している事が確認できるのだが？何が言いたいのか全く意味不明である。

営業が勝手に虚言を言っただけで、被控訴人自身はこの様な営業を行っていると言う事を知らないと言う事か？

（b）では、被控訴人は乙 2 7、2 8 は見覚え無いか？

乙 2 7、2 8 は、被控訴人が別会社から内容証明を送られて、それに対応した際の被害企業と被控訴人の内容証明の遣り取り。

被控訴人は、控訴人広告へのアクセス数保障は今回特別に付けただけで、何の保障もしていないと言っているが、被控訴人自身がアクセス数を保障しているのだが？

（c）これにより、**被控訴人自身が以前から営業がアクセス数を保障している事を認知している事は間違いないのだが？**

なお、乙 2 7、2 8 被害企業の U-side 広告掲載開始は、2008 年 11 月 18 日から（乙 2 6 ）。控訴人（本訴訟では、被告）広告掲載開始（2009 年 1 月 27 日）よりも前。

（2）なお、被控訴人が U-side 広告契約時に保障しているのはアクセス数だけでは無い。被害企業の中には、被控訴人から売上補償をされている企業もある。

株式会社
代表取締役

上記企業は、U-side 広告契約の際に**売上保障を受けている**。

被控訴人からの保障内容は、契約金 200 万円を支払い U-side に掲載する（乙 30 ）。掲載後に、U-side 広告を見た訪問者が商品を購入した場合契約金 200 万円から売上金額を引いて行く。売上金額が 200 万円に達したら広告掲載が終わると言う保障内容（乙 30 ）。**U-side 掲載開始時期は、2008 年 6 月。**

しかし、U-side には、ポイント（お小遣い稼ぎ）目当てのハイステージユーザーが殆どの為に商品が全く売れない。当然、株式会社 様とも被控訴人はもめている。

被控訴人は株式会社 様ともめた事により、ハイステージにも株式会社 様の商品掲載を行う事を売上向上対策として提示する(乙31)。ハイステージ掲載開始時期は、2009年3月。

しかし、ハイステージは元々ポイント(お小遣い稼ぎ)目当てのユーザーが登録しているWebサイト(乙14~16、22)。物を購入しようとしているユーザーとは属性が違うから購入するハイステージユーザーは殆どいない。

U-side及びハイステージに広告を掲載されてから時間経過しているが、売上としては、計1万円程度と聞いている。ユーザー属性が違うので売れなくて当然。

株式会社 様の資料は、現在多忙との事で提出頂けなかった。しかし、控訴人裁判で株式会社 様と被控訴人とのトラブル状況を使用して可能との許諾を頂けている。

(3)以上より、被控訴人が純広告を掲載しているだけで、今回特別にアクセス数保証を無料で付けただけ。何の保障もしていないと言うのは、

- ・乙2より被控訴人がアクセス数保障をしていない訳が無い。
- ・被控訴人は、営業がアクセス数等の保障をしている事を知らない筈が無い。
- ・被控訴人自らが、アクセス数保障をしている。
- ・アクセス数保障どころか、売上保障までしている。

より、全くの原告の主張は全くの偽証と断定できる。

**そして裁判官に、これから記載する事実をよく見て頂きたい。
これが原告の本質です。**

更に、前訴控訴審の口頭弁論が、平成22年 月 日に 裁判所にて行われた際の出来事だ。

その際に、2万クリック保障について原告(加藤昌稔)は下記偽証を行った。

『クリック保障に関しては、土屋(当時の担当)に確認した所、受付の担当が悪いから、どうなってるんだおたくの会社みたいな感じでクレームのお電話を頂いたので、であればサービスとして2万クリックを付けますよ。2万クリックサービス致しますよ。』

上記の様に、あたかも被告が悪質なクレマーであるかの様な口調や態度で、悪意を持った偽証を行った。

それに対して被告は、答弁にて受付対応に対してクレームは一切入れていないと証言を行っている。

原告が被告に対して、受付対応に対してクレームを付けて来たと言う部分の電話録音を提出する。(乙38)

録音音源を聴けば、説明も要らない程明白。

被告は、受付対応に対してクレームを入れる事は一切無いのだが？

この証言は、原告の不利な状況を少しでも変えようと、被告を悪質なクレマーとして認識させようとさせた悪意を持った偽証である事は明らかである。

原告(加藤昌稔)の行為は、被告に対する名誉毀損や偽証にあたる。

当然上記の件は、前訴 上告審査時に『平成22年 月 日 上告人口頭弁論に対する反論』として提出している。(乙49)

この様に、原告は息をする様に嘘を吐く。

原告の発言は、何の考慮も無く思いついた事を口に出す子供の口喧嘩レベルなのである。

(3) 上告審 15ページ下から7行目 認める。

3 前訴訟終結から本件訴訟提起まで

(1) 認める。

(2) 甲10に記載してある通りだと思う。

(3) 16ページ上から12行目 原告が本件ウェブサイトの削除を要求したところ、さくらインターネット株式会社は被告らに対して同社提供サーバーでの運用を平成23年9月26日に停止した。ところが、被告らは直ちに別の会社の提供するサーバーを用いて本件ウェブサイトを開設した。

認めない。

原告 加藤、石井、宮島が、ここまで愚かだとは思わなかった。

まずは、原告が恰も、削除を要請したWebサイト内容に問題があり直ぐに削除すると、さくらインターネット株式会社が措置したかの如く振る舞っている。しかし、Webサイトの内容が問題になってサーバーの提供を停止したのでは無い。

それは、被告が提出した甲第10号証からも見て取れる。Web管理者情報開示に対してさくらインターネット株式会社が公開拒否した回答で、何処にWebサイトの内容に問題があり削除すると記載があるのだ？

さくらインターネット株式会社のサーバーの提供停止は、原告による執拗な業務妨害が原因である。(乙47-3 3ページ目)

原告は、さくらインターネット株式会社に対して計4回(子会社の株式会社レアの1回含む)Webサイト削除依頼等を行ってきた。(乙44-1、45-1、46-1、47-1)

要するに、4回Webサイトの削除要請等をしても削除されなかった。

被告からも裁判資料は音声などを提出している。だから正当性があると認められ削除されなかった。

では、何故サーバーの提供停止の事態に発展したかと言うと、原告の異常な行動(業務妨害)が原因だ。(乙47-3 3ページ目)

原告は、前訴で敗訴しているのにも関わらず、恰も原告が正しいかの如く裁判で散々論破された内容を削除理由として何度も提出してくる。

初回の削除要請でも敗訴した訴訟内容をWebサイトの削除要請として使用するのも問題だが、何と原告は毎回同じ主張でWebサイトの削除要請してくるのである。

削除要請と言うよりも、この時点でさくらインターネット株式会社に対して行っているのは、嫌がらせの業務妨害行為。

流石に、さくらインターネット株式会社も4回目の削除要請の際に依頼主が分かるので直接やりとりをして欲しいとWeb管理者に依頼があった。(乙47-1)

しかし、原告の釣りと分かって居た為に、さくらインターネット株式会社に原告側に裁

判などで決着を付けると通達して戴けるように依頼した。

しかし、律儀に対応するさくらインターネット株式会社はそれができない為に、これ以上業務に支障が出ると困るので別のサーバーに移動して欲しいと依頼をしてきた訳だ。(乙47-3 3ページ目)

サーバーを移動した後も、同じ内容でWebサイトの削除依頼が来た。(乙48-1)

**この様に、原告は裁判結果など全く無視する異常な組織と把握できる。この事は、原告のブログやWebサイト書込にも見て取れる。(乙39, 40)
被告は、このような異常な組織を野放しにする事はできない。**

【別紙】表現目録

認めない。

一般的には、非常に頭のおかしな主張にしか見えないのだが、裁判ではこれが一般的なのか？

文章には流れがある。また、その文章全体の流れから各文章の意味が決まる。

例えば、ある人が雰囲気の良いお店に行った際に投稿した内容として下記文章を例に挙げてみる。

昨日は、雰囲気が凄く良いと評判のA店に食事に行った。
噂通り、雰囲気も良く調度品も変な主張をせずに周囲に溶け込んでいる。

肝心のお料理もリーズナブルで、しかも非常に美味しい。
今回のお店は当たりだと思う。

でも、私の横と通り過ぎた別のお客の行動が残念だった。

私の横を通り過ぎる際に、服の埃を叩いたのです。
埃っぽくて不潔。気を付けて欲しい。

この投稿を見て、お店のオーナーが提起した。訴えた内容は、下記である。

問題記述 私の横を通り過ぎる際に、服の埃を叩いた

私(店のオーナー)は、お客様の横で服の埃を払う事はしない。業務妨害と信用毀損で訴えます。

問題記述 埃っぽくて不潔。気を付けて欲しい。

毎日水拭きを行っている。埃っぽくて不潔なんてありえない。業務妨害と信用毀損で訴えます。

上記訴えは、明らかに訴えている内容がおかしい事が分かる。

上記がおかしいと思えるのは、自身にとって気に食わない一部を抜き取っているだけで、文章全体の流れを見ていないからである事は明白である。

原告の提出してきた【別紙】表現目録は、正にこの自身にとって都合の悪い一部分を抜き取って名誉毀損や信用毀損、業務妨害だと理由付けして主張しているのである。

センテンス(句点によって分けられた一つづきの言葉。)は、前後の内容は無論の所、文章全体を構成する1つのパーツである。

このパーツ一部分を抜き取って、気に食わないと言っているのは愚かとしか言い様が無いのが一般常識だと思うのだが？

それと、本件該当Webサイトは、9割位は前訴の訴状、答弁書、準備書面そのまま構成されている。

その前訴にて司法判断を仰ぎ判決を受けて被告は勝訴した訳だ。

今回の原告主張は、前訴で争い論破されつくし敗訴した主張をそのまま今回も主張し、司法判断を真っ向から全否定する、謂わば司法判断に対する冒瀆行為である。

結審した事件を業務妨害や名誉毀損などにすり替えて、新たに再度同じ内容で訴訟をしたいと言う事か？

本来、結審した内容に文句があるのならば、その問題となっている事例について否定する証拠を提示し、証拠に基づく詳細な理論的な論述を行い、それが認められて初めて遺憾だと主張できるのでは？

今回の原告主張は、子供が駄々こねているレベルである。

そして、原告は前訴も本訴訟も『詐欺ではない』と盛んに主張している。
それは、前訴を全く無視した下記主張にも現れている。

- ・乙39, 40
- ・U s i d eおよび当社への、誹謗中傷および事実とかけはなれた表記(乙44 - 1)
- ・前訴で論破されたが、原告に都合が悪い表記を抜き出し侵害だと主張(乙45 - 1)
- ・詐欺裁判が始まっており、偽装結婚も裁判中で認めている人物が、詐欺行為をしていると一般人に誤解を与えると主張(乙46 - 1)
- ・あたかもユーザイドすべてのユーザーが質の悪いように勘違いされており、ハイステージに関しては憶測でしか言及していないものとなりますと白々しく主張(乙48 - 1)

そこで、**原告の言う『詐欺』の概念を具体的に答える。**

この原告の詐欺概念を隠しながらの訴訟は、ハッキリ言って時間の無駄だ。

前訴からも、原告は曖昧な主張を繰り返し証拠も示さずに主張をコロコロ変えるのは分かっている。

原告が詐欺の概念を具体的に示し、その概念に則って被告が前訴で明かした、原告の下記悪質なカラクリが詐欺では無い根拠を、証拠を用いて詳細に行え。

まずは、上記を行え。話はそれからだ。

それが無ければ、被告も何を起点に論述して良いのか判断ができない。

被告が裁判上で明かした『原告悪業のカラクリ』は、再度下記に転載する。

U s i d eには、ユーザーが殆ど居ません。それは、初日のアクセス数をみれば一目瞭然です。(乙19, 26)

では、U s i d eが賑わっているかの様に装う為にどのような手法を使用したかと言う事になります。その手法は、ハイステージユーザーを使ってポイント(乙13)を餌に、U s i d eに掲載している広告リンクをクリックさせているのである。(乙11, 12)

その為に、U s i d e広告へのアクセス数が翌日以降から上がるのです(乙19, 26)

ハイステージユーザーは、ポイントの換金(乙13)が目的の為にU s i d e広告を見ません。広告閲覧時間も計測済です。(乙9)

明らかに、乙2, 35の説明とはかけ離れている。

ハイステージユーザーは、広告を見ている暇があったら、広告クリック数を稼ぐ行為を繰

り返します。(乙4, 9) ハイステージユーザーの行為としては至極当然です。クリックポイントを貯めて換金(乙13)する為にハイステージにユーザー登録をしているのですから。

これが、原告U s i d eの実態です。原告の営業内容(乙2、35)とはかけ離れており、そのかけ離れ方も原告が意図的に顧客を騙している。

被告が主張する顧客を騙すとは、無論U s i d eには優良なユーザーが多いかの如く営業(乙2、35)を行っているが、実際はポイント目当てのハイステージユーザーに広告をクリックさせていただけと言う事だ。(乙11, 12)

そして、ハイステージユーザーが広告をクリックし、ポイントを集め換金をしようとする、原告による精査を理由に換金拒否する。(乙13)

しかも、ハイステージの精査は技術的に不可能な条件を挙げている。(乙17) ようするに、原告は精査の進捗具合が遅れて換金遅延起きていると主張しているが、技術的に不可能な事を精査に挙げている訳だ。(乙17)

これは事実上の換金拒否行為。

そして、ハイステージユーザーが原告がポイント換金しないと騒いでいる。(乙14, 15, 16, 22)

原告は、上記を覆す証拠とそれに基づく論述で、原告行為は詐欺で無いと被告を論破しろ。

被告は、今後の裁判を見据えた証拠書類も用意し、この内容で裁判進行の様子を見させて頂く。

それから、株式会社レア(原告子会社)の不動産詐欺は、裁判が始まっている様だな。

社員(子会社元社長)が偽装結婚! 裁判の証言で認める。

と、2ちゃんねるで暴露されていたが、被告はこの偽装結婚情報も知っていた。裁判や刑事事件に影響が出るから出していなかった。

何の証拠で、子会社社長が偽装結婚を認めたのか推察もできる。

株式会社レアの表記が虚言であると言うのなら、こんな何時までかかるか分からない民事訴訟をせずに警察に行ったらどうだ？

被告も不動産詐欺は金額も大きいから見過ごせないのだよ。

なお、本件を訴えた原告の思考は大方予測できる。

名誉毀損や信用毀損、業務妨害などで同じ事件を訴え、それについて少しでも訴えが認められれば、下記の様な主張をしだすのだろう。

当社（原告）について事実を歪曲した憶測による情報の掲載と、当社の信用失墜を目的としたメール等を行っていた相手を訴え、訴えが認められました。
誹謗中傷Webサイトは、記載内容が事実無根と司法判断も頂きました。

本件該当Webサイトの表記一部でも削除が認められた程度でも、恐らく上記の様に流布しだすだろう。

それは、乙39, 40や下記主張からも簡単に予測ができる。

- ・ U s i d e および当社への、誹謗中傷および事実とかけはなれた表記（乙44 - 1）
- ・ 前訴で論破されたが、原告に都合が悪い表記を抜き出し侵害だと主張（乙45 - 1）
- ・ 詐欺裁判が始まっており、偽装結婚も裁判中で認めている人物が、詐欺行為をしていると一般人に誤解を与えると主張（乙46 - 1）
- ・ あたかもユースイドすべてのユーザーが質の悪いように勘違いされており、ハイステージに関しては憶測でしか言及していないものとなりますと白々しく主張（乙48 - 1）

本件該当Webサイトは、長年にわたって原告 株式会社セントラルマーケットの情報提供義務違反の違法行為（甲8）によって不利益を受け人達への不毛な論争（乙14, 15, 16, 22, 33, 34）に終止符を打ち、更なる被害拡大を抑制する **公益を守る情報開示だと認識する。**

なお、原告 株式会社セントラルマーケットに対する誹謗中傷は、乙14, 15, 16, 22, 33, 34以外にも多数存在し、どの位有るのが把握すら難しいレベルである。

また、原告加藤は結審した前訴での裁判中の言動も虚言や悪態をつく行為が目立った。被告は、原告加藤が改心の余地が無いと判断をしている。

それは、司法判断を全く無視した乙39, 40からも読み取れる。

この辺りの記述（乙39，40）からも、原告は前訴司法判断を尊重し、違法行為と真摯に受け止め業務改善などを行う気が全くない事が把握できるのである。

もし、本訴訟にて間違った判断が示された場合は、前訴での情報提供義務違反での敗訴判決すらねじ曲げた虚言を流布し、今まで以上の被害が出る事が容易に予測できます。

これは、**正常な市場経済活動を損ねる事を意味し、公益を損なう措置となります。**
その事も踏まえて、司法判断をお願い致します。

証 拠 方 法

- 1 乙第1号証 U-sideの申込に関する保証・覚書
- 2 乙第2号証 2万クリック契約通話記録翻訳
- 3 乙第3号証 U-side 広告からの原告 Web サイトへのリンク
- 4 乙第4号証 U-side 広告リンクからのアクセス解析
- 5 乙第5号証 アクセス解析事例見解
- 6 乙第6号証 用語集
- 7 乙第7号証 広告2 万クリック保障メール
- 8 乙第8号証 契約解除メール
- 9 乙第9号証 U-side 広告リンクからの訪問者アクセス時間
- 10 乙第10号証 原告Webサイトからのアクセスオフ時間
- 11 乙第11号証 ハイステージから控訴人U-side 広告へのリンク
- 12 乙第12号証 ハイステージでU-side 広告をクリックさせている証拠
- 13 乙第13号証 ハイステージのポイント換金率と支払い遅延の証拠
- 14 乙第14号証 大手掲示板から読取れるハイステージ状況1
- 15 乙第15号証 大手掲示板から読取れるハイステージ状況2
- 16 乙第16号証 GMO運営掲示板のハイステージ状況
- 17 乙第17号証 ハイステージで、技術的に解析できない精査条件を提示
- 18 乙第18号証 各ASPの利用規約
- 19 乙第19号証 U s i d e 広告アクセス解析
- 20 乙第20号証 U-side 最初の4 週間の表示位置
- 21 乙第21号証 Web サイトを閲覧する時のユーザー視線
- 22 乙第22号証 PointSearch 掲示板のハイステージ状況
- 23 乙第23号証 U s i d e は譲渡したと証言しているが、1年後も事業部が存在している証拠
- 24 乙第24号証 U-side 利用規約
- 25 乙第25号証 ハイステージ利用規約
- 26 乙第26号証 他社U-side 被害企業の被控訴人提出アクセス数
- 27 乙第27号証 被控訴人が純広告で何の保障も無いと偽証した証拠1

- 28 乙第28号証 被控訴人が純広告で何の保障も無いと偽証した証拠2
- 29 乙第29号証 モデル知名度でアクセス数が変わると虚言している証拠
- 30 乙第30号証 被控訴人が純広告で何の保障も無いと偽証した証拠3
- 31 乙第31号証 被控訴人が純広告で何の保障も無いと偽証した証拠4
- 32 乙第32号証 被控訴人が現在 U-side のアクセス数を水増ししている広告
- 33 乙第33号証 被控訴人の企業間や元社員等とのトラブル状況
- 34 乙第34号証 被控訴人に対する起訴を、費用対効果で断念する企業は多数存在する
- 35 乙第35号証 乙2録音音源
- 36 乙第36号証 電子内容証明によるアクセス解析請求内容
- 37 乙第37号証 ハイステージユーザーが、U-side 会員登録
- 38 乙第38号証 電話録音音源
- 39 乙第39号証 原告Webサイトにて、 に対しての事実無根の誹謗中傷
- 40 乙第40号証 原告ブログにて、 に対しての事実無根の誹謗中傷
- 41 乙第41号証 株式会社セントラルマーケットと検索した場合の検索順位
- 42 乙第42号証 原告代表 加藤 昌稔と検索した場合の検索順位
- 43 乙第43号証 株式会社セントラルマーケット 評判と検索した場合の検索順位
- 44 乙第44-1号証 株式会社セントラルマーケットによる、さくらインターネット株式会社への業務妨害1
- 45 乙第45-1号証 株式会社セントラルマーケットによる、さくらインターネット株式会社への業務妨害2
- 46 乙第46-1号証 株式会社レアによる、さくらインターネット株式会社への業務妨害
- 47 乙第47-1号証 株式会社セントラルマーケットによる、さくらインターネット株式会社への業務妨害4
- 48 乙第47-3号証 株式会社セントラルマーケットによる、さくらインターネット株式会社への業務妨害4-2
- 49 乙第48-1号証 株式会社セントラルマーケットによる、株式会社 paperboy&co.への業務妨害(サーバー移転後に再度業務妨害開始)
- 50 乙第49号証 平成22年1月22日 上告人口頭弁論に対する反論

添付書類

証拠説明書

その他

送達された訴状内容が同じ物の様でしたので、被告連名にて対応を致します。

以上